

## 河川入門講座 (18)

## 水防 (その1) —その目的と意義—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



「水防」という用語は、河川分野ではポピュラーなのですが、日頃使用されないためか、一般的にはなじみが薄いようで、小さい国語辞書や漢和字典には載っていません。

大雨による洪水や浸水のときに、河川や水路から洪水があふれるのを堤防の上や河岸に沿って土嚢（どのう）を積んで防いだり、河岸の決壊を防止するために、筵（むしろ）やシートを張ったりする作業を「水防活動」といい、地元の「水防団」あるいは建設会社、時には出動した自衛隊が行っています。

そもそも水防は何故、行われるのでしょうか。

もし、河川改修やダムや放水路などの治水事業が完全だったら水防なんて必要ではないかと思われる人も多いかと思います。

水防は実は法的にも認知されている概念で、1949年（昭和24年）に制定された「水防法」という法律がありますが、制定の際に当時の建設省から発せられた事務次官通達があります。

その初めのところを紹介しますと、“近来、河川の荒廃甚しく、為に水害が頻発するにも拘らず、河川改修、災害復旧に関する予算は、窮迫せる国家財政の下に極度の圧縮を受け、その工事は摶々しく進まない。

しかし、この状態は食糧増産上また生産復興上一日も放置することを許されないので、各都道府県市町村等においては、地方自治の本旨にもかんがみ、郷土愛護の精神を振起し、僅少なる経費を持って最大の効果を發揮し国土の保全を計るため、本法により益々水防体制を強化し水防活動を活発化する必要があることを一般に周知徹底せしめること。”とあります。

敗戦間もない困難な状況下で、2年前のカスリーン台風、前年のアイオン台風など大きな水害に河川行政担当部局として為すすべもないことが伺える文章ですが、飛行機も戦車も不足だから、精神力で頑張れと国民にハッパをかけた、つい4年前を連想させる物いいです。

水害を防ぐ水防は、火災を予防し消火する「消防」とよく似た概念です。

水防は水防法で市町村の業務とされていますが、消防も「消防法」や「消防組織法」で市町村の業務とされています。

但し、消防の組織としては、消防組織法で市町村には「消防機関」として、消防本部、消防署、消防団のいずれか又は全てを設置することが義務付けられています。

水防法では水防のための機関として、市町村そのもの、又はいくつかの市町村が共同で設ける「水防事務組合」、さらには歴史的かつ自治的な「水害予防組合」の3種を「水防管理団体」として位置付けています。

そしてその担当する区域において実際の水防業務、水防事務を行うのは原則的には消防機関ですが、消防機関が十分機能し得ないときは、別途「水防団」を置くものとされています。

すなわち、水防活動の実施は一般的には消防団が行いますが、消防団にその能力がないとか、消防団が設置されていない場合に水防団を置くのです。